

教育大綱の改定及び教育振興基本計画の前倒しの策定について

1 概要

本市のまちづくりの計画となる、新しい総合計画を策定するなか、総合計画と整合性を図り、教育を取り巻く環境の変化に迅速に対応するため、教育大綱の改定や、令和4年度末までを計画期間としている教育振興基本計画の前倒しの策定を行おうとするもの。

2 策定の視点

G I G Aスクール構想の加速、公共施設の老朽化、カーボンニュートラルなど教育を取り巻く環境の変化に対して、I C T学習環境整備事業の実施など総合計画と整合性を図り、教育大綱及び教育振興基本計画に反映するなど充実した計画にするとともに、策定に係る人的経費を含めた行政コストを合理的に費やす。

3 策定の方向性

教育大綱と教育振興基本計画については、総合計画と整合性を図り、改定・前倒し策定をする。

また、国の教育振興基本計画と同様、教育大綱と教育振興基本計画を一体的に策定する。

- (1) 教育大綱については、総合計画（基本計画）のうち「施策の基本的な方針」となる部分（その考え方）を抜粋し策定し、基本計画の改定と併せて見直していく。
- (2) 教育振興基本計画の実施事業を、総合計画（基本計画、実施計画）の計画事業とする。
- (3) 計画期間は、総合計画（基本計画）と合わせ、令和4年度から令和8年度とする。

4 スケジュール

8月 総合教育会議 策定の方向性の決定

11月 教育大綱及び教育振興基本計画 案の決定

2月 教育大綱及び教育振興基本計画 修正案の決定

3月 教育大綱及び教育振興基本計画 策定

※大綱及び計画案は、総合計画に合わせて内容を策定し、総合教育会議・教育委員会会議に諮り、策定する。

また、総合計画のパブリックコメントや、教育振興基本計画評価検討委員会を活用し、市民意見を反映させていく。

5 参考

(1) 教育大綱とは

地方公共団体の長は、国の教育振興基本計画の「基本的な方針」を参酌し、地域の実情に応じ、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定める。 ※君津市教育大綱H27～改定なし

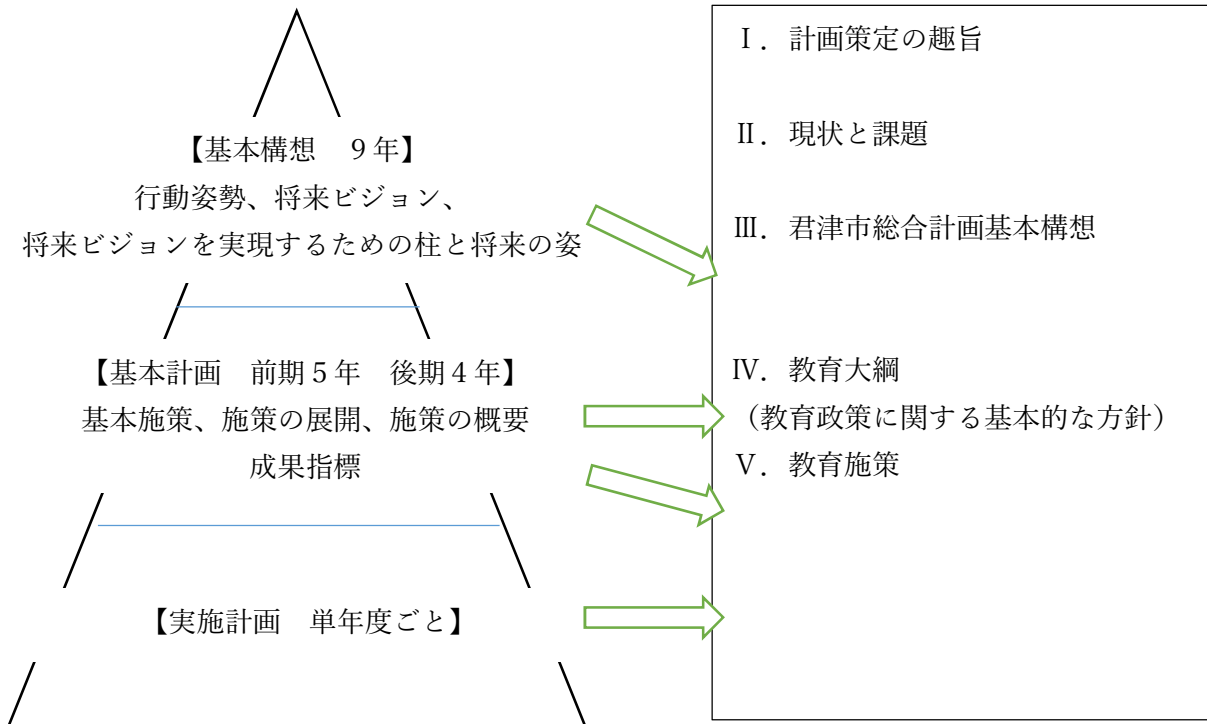
(2) 教育振興基本計画とは

地方公共団体は、国の教育振興基本計画を参酌し、地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努める。

※第三次きみつ教育創・奏5か年プラン（教育振興基本計画）（H30～R4）

君津市総合計画

教育大綱・教育振興基本計画



教育大綱及び教育振興基本計画（イメージ）

I. 計画策定の趣旨

II. 現状と課題

III. 君津市総合計画基本構想

第1 将来ビジョン

1 将来都市像

ひとが輝き幸せつなぐ きみつ

2 人口フレーム

第2 行動姿勢

“むすぶ”～多様なむすびにより君津の未来を創る～

第3 将来ビジョンを実現するための柱と将来の姿

将来ビジョンを実現するための柱 その1

経済と環境が調和したまち

【将来の姿】

将来ビジョンを実現するための柱 その2

誰もがいきいきと生活できる地域共生のまち

【将来の姿】

将来ビジョンを実現するための柱 その3

安心して子育て・子育てでき学びを楽しめるまち

【将来の姿】

将来ビジョンを実現するための柱 その4

快適で安心して暮らせるまち

【将来の姿】

将来ビジョンを実現するための柱 その5

ともに創る次世代につながるまち

【将来の姿】

IV. 教育大綱（教育政策に関する基本的な方針）

第1 学校教育

第2 生涯学習

第3 文化・芸術振興

第4 スポーツ

第5 ○○○○

V. 教育施策

君津市総合計画（基本計画 実施計画）に掲げる教育施策とする。

